

○小林たかや委員長 それでは、次に参ります。次に、外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する陳情、送付5-2、5-6及び送付5-8を除く計15件です。全て関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、一括で審査をいたします。

委員の皆様からご意見、理事者への確認事項などございましたら、受けたいと思います。ございますか。

○小枝副委員長 今の、先行して気になる点なんですけれども、日テレ通りのほうは、もうそろそろ広報が出るというような段取りになっているというようなことを仄聞しております。そこも、質疑をすればいろいろ、言うべきところもあったかなというふうには思うんですけれども、今日は最後ということで、（発言する者あり）それ、あ、最後じゃないな。

その、そこからすると、以前、たしか木村委員が質問された中で、広報の告知期間を担当課長、神田のほうの担当課長のほうから、2週間は置きますよというような話があった。今、議事録、ここに、手元に持ってきていませんけれども、あったはずなんです。もし、うん、木村さん、私の記憶違いだったら言ってほしいんですけど。

ところが、非常に駆け足になっていて、ちょっとこう、そういう告知期間が取られないような状況が発生しているんじゃないかという危惧をしております、その辺のところ、これから公聴会の意見を反映して区案をつくる期間もあるし、まだ、いつ広報に、外神田については広報に載るのかどうかも明らかでない中でのやり取りなんですけれども、以前、説明会で公聴会の周知期間は2週間置くと。最低でも2週間置くとっていたことについて、答弁した課長がここにいらっしゃるので、その記憶が誤りであるかないかを答弁、まず頂けたらなと思います。

○神原地域まちづくり課長 今、この委員会のほうで、外神田の都市計画の手続についてはご議論がされていて、まだ結論が出ていないというふうな認識でございます。したがって、次回の都市計画審議会の中でご報告してから相当な時間が空いているので、今回、報告させていただこうと思ってございます。当然、次の段階に進むのであれば、私が申し上げたような期間をしっかりと設けた上で、手続のほうは再開してまいりたいというふうに考えております。

○小枝副委員長 この外神田計画に関しては、公聴会の意見を区民の意見の反映という手続を経て、その区案というものが出されて、区民に都市計画の運用指針にのっとった、よりそういうふうな形で、コロナも明けてきましたので、くると思いますので、そういう中でしっかりと告知期間をもって、より多くの住民の合意を得てというような、2週間は最低でも取ると。より改善していく方法を今考えているという答弁が頂ければ、それで結構です。

○神原地域まちづくり課長 副委員長が今言われたとおり、しっかりと告知期間を取って進めてまいりたいというふうに、我々は考えております。

○小枝副委員長 木村さん、いいですか。

○小林たかや委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

それでは、これまでの委員会での陳情審査を踏まえて、委員会としての集約案を考えましたので、ただいまから委員の皆さんにお配りしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

それでは、休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時02分再開

○小林たかや委員長 それでは、委員会、再開いたします。

ただいま委員の皆様にお配りしました委員会集約案を読み上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

外神田一丁目再開発に関する陳情に対する委員会集約。

①この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画運用指針に基づき16条1項の公聴会および説明会を行った結果、該当計画に対する区民の関心の高さが……

○小枝副委員長 すみません。「当該計画」

○小林たかや委員長 失礼しました。当該計画に対する区民の関心の高さが明らかとなった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。

②当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。

③都市計画の決定権者であり、まちづくりの総合調整者として準備組合を指導する立場の区は、同時に区民の財産を預かる一地主者でもあるという2つの立場を持っている。従って行政は、権利者及び住民が事業の将来性、公共性、公益性に不安を持つことがないよう事業を見通した対応が求められる。

千代田区はこれらの責任を認識し、都市計画審議会等の専門家の的確な知見を得て、判断すべきことを当委員会として確認し、執行機関に申し入れる。

以上、委員会としてのまとめとしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、計15件の陳情、送付3-2、外神田一丁目1、2、3番地市街地再開発事業の再検討を求める陳情、送付3-6、千代田区外神田一丁目南部地区再開発事業に関する陳情、送付3-8、清掃事務所を区のものとして建設するように求める陳情、送付3-9、再開発共同化に係る合意形成のルールを条例として作ることを求めます。参考送付、外神田一丁目南部地区再開発事業の早期推進を求める陳情、送付3-11、千代田区外神田一丁目南部地区再開発事業に関する陳情、送付3-16、外神田一丁目南部地区再開発事業の慎重な調査・再検討を求める陳情、送付4-2、外神田一丁目再開発の速やかな都市計画決定を求める陳情、送付4-3、外神田しゃれた街並み条例の指定は保留、見直しをお願いいたします。送付4-7、外神田一丁目再開発計画の再考を求める陳情、送付4-8、意向調査の実施に関する陳情、送付4-9、外一再開発、法17条手続き検討前の

ご調査ご議論を求める陳情、送付4-12、外神田一丁目南部地区再開発の都市計画早期決定を求める陳情、送付4-18、外神田一丁目南部地区再開発中止を求める陳情、送付5-10、公聴会における意見の反映等に関する陳情につきましては、いかがいたしましょうか。

○木村委員 各陳情書についてのちょっと考え、扱いについて、意見を述べさせていただきます。

それで、まず、これまでの当委員会の陳情審査の進め方で、五つの項目に整理し、調査を進めてきました。さらに、説明会、公聴会を開催し、また5項目に基づく専門家の意見聴取も行ってきたと。陳情審査、また、あるいは調査について、一定の段取りを踏んで行ってきたというふうに考えるものです。

また、調査を踏まえた集約に、そのまとめについても、今3点、委員長が集約されました。公聴会での公述内容を都市計画案に反映させること。それから、区有施設を当該エリアに含む場合は、より早い段階からの住民参加を委員会としてまとめたこと。さらに、事業の見通しをもった対応という点で、内容についても、全員が一致できるような、そういう集約だったと考えます。進め方、内容、両面においても、当委員会での一定の役割を果たしたんじゃないかなというふうに、私は思います。

で、この集約をもって、陳情者にお返しされたらどうかと、そう私は考えます。ぜひ、お取り計らいをお願いします。

○小林たかや委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 ただいま委員から意見がございましたが、委員の皆様を確認いたします。そのような取扱いでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。ありがとうございます。

では、本日の議事録をもって陳情者にお返しし、本件の陳情審査は終了いたします。